

答申第 501号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる保有個人情報の一部開示とした決定のうち、第 1回調査委員会の議事録の標題、小見出し、開催年月日・曜日、開始時間、開催場所及び出席者を非開示とした決定は妥当ではないので開示すべきであるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 8月19日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

別紙の14（回答）ハラスメント調査委員会に係る「会議資料」（電子メールを含む）

- 2 同年 9月 2日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の（1）の保有個人情報（以下「本件開示文書」という。）を特定し、（2）の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

（1）開示請求に係る保有個人情報の内容

- ア ハラスメント審査会（平成○年○月○日開催）の資料
- イ 第 1回調査委員会（平成○年○月○日開催）の資料
- ウ 第 1回調査委員会の議事録
- エ 第 2回調査委員会（平成○年○月○日開催）の資料
- オ 第 3回調査委員会の会議次第
- カ 第 4回調査委員会（平成○年○月○日開催）の資料
- キ 第 5回調査委員会（平成○年○月○日開催）の資料
- ク 第 6回調査委員会（平成○年○月○日開催）の資料
- ケ ハラスメント審査会（平成○年○月○日開催）の資料

（2）一部について開示をしない理由

- ア 条例第20条第 1項第 7号に該当

事務局職員である調査委員会委員・幹事及び事務局職員のメールアドレス（「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」に記載されている職員のメールアドレスを除く。）のユーザー名の部分、第1回調査委員会の議事録は、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、本学の事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

イ 条例第20条第1項第8号に該当

本件ハラスメント相談に係る関係者の事情聴取に関する情報及び関係者が提出した資料は、これを開示すると、秘匿性の高い情報を提供した関係者の、開示されないという期待と信頼を損なうため、開示されることによる審査請求人の利益を斟酌しても、当該関係者の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

- 3 同年10月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」）を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を適切に特定して、隠蔽せず開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成28年8月19日、本件開示請求を行った。その結果、実施機関は、本件開示文書を特定し、一部開示決定した。
- (2) 当該開示決定文書は、別紙の14（質問）に記載されている文書であるが、開示請求対象文書は（当該開示決定文書を作成するために）「調査委員会が会議資料に基づいて記載した」と回答しているところの会議資料（以下「本件請求文書」という。）であり、作成された開示決定文書ではない。明らかに失当である。
- (3) 「調査委員会が会議資料に基づいて記載した」との回答をしているの

だから、当該開示決定文書とは異なる開示請求対象文書（会議資料）が存在するので、適切に特定し、開示されたい。

(4) また、「第 1 回調査委員会」の議事録は、開示決定通知書に記載されている限り、黒塗りも開示しない存否応答拒否状態はあり得ない。議事録であれば、開催年月日、開催場所及び出席者等は黒塗りせず、条例の規定に基づき適正に特定し開示するべきである。

(5) したがって、実施機関は「市民を愚弄し、刑法に抵触していないこと」を証明するために、適切な開示対象文書を直ちに特定し、開示するべきである。

(6) 以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、条例第48条第 1 項に規定する審査請求を行う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人は、審査請求書において次のように主張する。

「調査委員会が会議資料に基づいて記載した」との回答をしているのだから、当該開示決定文書とは異なる開示請求対象文書（会議資料）が存在するので、適正に特定し、開示されたい。

2 本件開示請求は、請求書別紙「14」に記載されている審議結果を記載する際に基礎とした会議資料を請求しているものと思われる。

3 請求書別紙「14」の（回答）には「調査委員会が会議資料に基づき記載しました。」と、実施機関からの回答を示している。すなわち、審議結果は各会議資料に基づいて記載したものであるため、本件開示文書を特定したことは適当である。

第 5 審議会の判断

1 争点

次の 2 点が争点となっている。

(1) 本件開示文書以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在するか否か。

(2) 本件開示文書のうち、「第 1 回調査委員会の議事録」（以下「本件議事録」という。）が条例第20条第 1 項第 7 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1 条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1 項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1 項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会について

実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、相談窓口やハラスメント対策委員のほか、ハラスメント審査会を設置している。

ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会における、ハラスメント事案の調査の流れは次のとおりである。

(1) ハラスメントの相談者が、相手方の処分を望む場合、ガイドラインに基

づきハラスメント調査委員会が設置される。

- (2) ハラスメント調査委員会においては、ハラスメント申立書により、ハラスメント申立人（以下「申立人」という。）の主張及び原因事実について整理する。また、申立人に対して事情聴取を実施する。

- (3) ハラスメント事案の相手方及び関係者に対して個別に事情聴取を実施する。ここでは、申立人の主張する原因事実ごとに、申立人、相手方、関係者の三者からの事情聴取をもとに事実認定を行う。

なお、当該事実認定にあたっては、申立人に対し文書の提出を依頼することもある。

- (4) 認定できた事実が、ハラスメントに該当するかガイドラインなどをもとに評価を行う。

ハラスメントに該当すると評価された場合、加害者や管理監督者の処分案について検討がなされる。

- (5) ハラスメント調査委員会における審議が終了すると、当該事案を担当したハラスメント対策委員及びハラスメント調査委員会の委員長である実施機関の副理事長に対してハラスメント調査委員会から報告がなされる。

当該報告（以下「調査委員会報告」という。）は、通常対面で行われており、報告に際して特定の行政文書を作成すべき定めは存在しない。

- (6) 調査委員会報告を受け、ハラスメント事案を担当したハラスメント対策委員から副理事長に意見の報告がなされる。

当該報告（以下「対策委員報告」という。）は、報告書を文書で提出することによって行い、当該報告書は提出された後、実施機関内で共有される。

また、対策委員報告に際して、特定の行政文書を作成すべきとする定めは存在しない。

- (7) 副理事長は、意見及びハラスメント調査委員会の検討結果をハラスメント審査会に対して報告する。ハラスメント審査会はその報告を受けて処分案を審議する。

4 本件請求文書について

本件請求文書は、調査結果報告書における、ハラスメント調査委員会の開催日や審議事項など、調査経過を記載する際に参照した会議資料を指すと考えられる。

5 本件保有個人情報の特定について

(1) 実施機関への確認により、次の事項が認められた。

ア ハラスメント調査委員会の審議資料、会議次第及び議事録について、これらを作成すべき特段の定めは存在しない。

イ しかしながら、本件開示文書に係るハラスメント調査委員会における審議に際しては、審議資料が作成され、審議資料にはハラスメント調査委員会の開催日や審議すべき事項が記載された。

ウ また、調査結果報告書における調査経過は、ハラスメント調査委員会の審議資料や議事録をもとに作成された。

エ これら本件開示文書は、ハラスメント調査委員会に係る事務を実施するに際して、実施機関が必要と認めて調製したものである。

(2) ハラスメント調査委員会に係る事案の調査の流れは上記 3のとおりであり、上記 (1)より本件開示文書以外に請求の趣旨を満たす行政文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とまでは言えない。

(3) また、審査請求人から、本件開示文書以外に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書が存在していると認めるに足る主張はなされておらず、当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(4) 以上のことから、本件開示文書以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報には存在しないと認められる。

6 本件開示文書における非開示部分について

審査請求人は、上記第 3 1 (4)のとおり、第 1回調査委員会議事録について開示できる部分があると主張しているため、この点について検討する。

(1) 条例第20条第 1項第 7号について

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 上記第 22 (2) のとおり、実施機関は、本件議事録が本号に該当すると主張しており、これらは実施機関のハラスメント審査会及びその調査委員会に係る情報であることから、実施機関の行う事務に関する情報であると認められる。

ウ 実施機関は、本件議事録を開示すると、今後のハラスメント防止・対策活動に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について判断する。

エ 本件議事録には、今後の調査の方法、対応等が記されている。

オ ハラスメント事案の調査は、関係者の機微に触れる可能性があり、慎重に対処しなければならないことから、これについてどのように対処し、どのような理由の下に方針を選択したかなどを開示すると、当事者等からの信頼を損ない、今後の同種の調査及び審議に支障が生ずるおそれがあると認められる。

カ ただし、条例第 20 条第 2 項は、開示請求のあった保有個人情報に、本条第 1 項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきという観点から、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる場合には、非開示情報に該当しない部分は開示することを定めており、本件議事録について、個別具体的に条例第 1 項第 7 号の該当性について判断する。

キ 本件議事録を見分したところ、今後の調査の方法、対応を含む議事内容の他に、標題、小見出し、開催年月日・曜日、開始時間、開催場所及び出席者（以下これらを「本件事務情報」という。）が記載されていることが認められた。

ク 本件議事録のうち、その議事内容については、これを開示するとその後の調査の方針や対応等が明らかとなり、今後の同種の調査及び審議に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ケ 一方で、本件事務情報は、本件開示請求時点で、本件開示請求に係るハラスメント審査会の調査報告からも一定の時間が経過していることに鑑みると、これを開示しても実施機関の事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第20条第1項第7号に該当しない。

(2) 以上のことから、本件議事録のうち本件事務情報については、条例第20条第1項第7号に該当しないが、その他の情報については、条例第20条第1項第7号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 10月24日	諮問書の受理
12月 6日	実施機関が弁明書を提出
12月27日	審査請求人の反論意見書を受理
令和 3年 4月23日 (第 271回審議会)	調査審議
5月28日 (第 272回審議会)	調査審議
6月25日 (第 273回審議会)	調査審議
7月30日 (第 274回審議会)	審査請求人の意見を聴取
8月27日 (第 275回審議会)	調査審議
9月24日 (第 276回審議会)	調査審議
10月22日 (第 277回審議会)	調査審議
11月26日	調査審議

(第 278回審議会)	
12月24日 (第 279回審議会)	調査審議
令和 4年 1月 7日	答申